

現代の人権 「犯罪被害者やその家族の人権」

○忘れられていた存在「犯罪被害者」

犯罪加害者(容疑者)であっても、その人権は法によって守られています。例えば「令状がなければ逮捕されない」ことや「公平な裁判を受ける権利」「黙秘権」「拷問の禁止」などです。これらは無実の人を罪に問う「冤罪」を防ぐためにも重要なことです。

一方、「忘れられた存在」とも言われたのが犯罪被害者とその家族です。殺人、暴行、性犯罪、交通事故などによる被害は、ある日、突然起こります。事件によって、生命を奪われる、身体を傷つけられるといった直接的な被害を受けた上に、さらにさまざまな間接的被害を受ける場合があります。警察の捜査活動や裁判に伴う精神的・経済的負担。医療費の負担や失職、転職等による経済的負担。事件にあったことによる精神的ショック。さらにはマスメディアの行き過ぎた取材や世間の心無いうわさ、中傷によりプライバシーが侵害されるなどの「二次的被害」に苦しめられることが少なくないからです。けれども、犯罪被害者は長い間、公的な支援もないままに孤立してきました。

○犯罪被害者への法的救済

犯罪被害者に対する支援の必要性がようやく認識されるのは1970年代に入ってからです。1974(昭和49)年に発生した三菱重工ビル爆破事件や通り魔殺人事件を契機に、被害者に対する補償制度の必要性が叫ばれるようになり、1981(昭和56)年、犯罪被害者に対する経済的救済を図ることを目的とした「犯罪被害者等給付金支給法」が施行されました。その後、1995(平成7)年に起きた地下鉄サリン事件などを契機として、被害者の受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになりました。2000(平成12)年にはいわゆる犯罪被害者等二法が制定され、裁判の傍聴への配慮などがなされるようになりました。

その後も被害者団体等がその深刻な状況を訴え続けた結果、社会的関心も高まり、2005(平成17)年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。この法律は、犯罪被害者の視点に立った施策を総合的に推進し、その権利の保護を図ることを目的としたものです。同じ年には民間の被害者支援団体として「被害者支援センターとちぎ」が設立されました。2009(平成21)年には栃木県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定され、犯罪被害者にとって最も必要である被害発生直後の支援活動(危機介入)を行っています。

○私たちにできること

内閣府の調査によれば犯罪被害に遭った人の、5人に1人が「いつまで落ち込んでいるの」「運が悪かった」「早く忘れなさい」といった激励や慰めの言葉に傷ついたと答えています。一方、約半数の人は周囲の人が「普段通りに接する」ことで精神的に落ち着いたと答えています。

犯罪被害からの回復は簡単なことではありませんが、被害者の身近にいる人々の適切な対応が回復への一助となります。被害者やその家族の置かれた立場に立って考え、支援することが大切です。犯罪被害は決して他人事ではないのですから。